

利用者負担額【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業】
についての改正内容

1. 1号認定の利用者負担額について
→利用者負担額徴収基準額表については、現在のとおりとする。ただし、旧年少扶養控除の再算定については、廃止とする。
2. 2号認定及び3号認定の利用者負担額について
→現在の利用者負担額徴収基準額表について、下記の『認可保育所に入所した児童に対する保育費徴収基準額表』（住民税基準）のとおり改定する。なお、1号認定同様、旧年少扶養控除の再算定については、廃止とする。
3. 保育短時間の利用者負担額について
→現在のとおり、保育標準時間の利用者負担額に100分の98.3を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とする。
4. 年収約360万円以上相当世帯の多子減免について
→現在のとおり、第2子は半額、第3子以降は無償化とする。

認可保育所に入所した児童に対する保育費徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児（月額：円）			3歳以上児（月額：円）			
階層区分	定 義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C1	市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	1,200	0	1,800	900	0	
C2	市町村民税所得割額が右記の区分に該当する世帯	1,000円未満の世帯	3,300	1,650	0	2,500	1,250	0
C3		1,000円以上14,000円未満の世帯	4,100	2,050	0	3,600	1,800	0
D1		14,000円以上19,000円未満の世帯	5,900	2,950	0	5,000	2,500	0
D2		19,000円以上28,500円未満の世帯	6,900	3,450	0	5,700	2,850	0
D3		28,500円以上33,000円未満の世帯	8,300	4,150	0	7,200	3,600	0
D4		33,000円以上52,000円未満の世帯	9,800	4,900	0	8,600	4,300	0
D5		52,000円以上73,500円未満の世帯	12,900	6,450	0	10,500	5,250	0
D6		73,500円以上89,000円未満の世帯	17,000	8,500	0	13,200	6,600	0
D7		89,000円以上111,000円未満の世帯	22,600	11,300	0	14,400	7,200	0
D8		111,000円以上129,500円未満の世帯	27,200	13,600	0	15,400	7,700	0
D9		129,500円以上155,000円未満の世帯	30,000	15,000	0	16,400	8,200	0
D10		155,000円以上181,000円未満の世帯	32,600	16,300	0	17,500	8,750	0
D11		181,000円以上206,000円未満の世帯	34,500	17,250	0	18,500	9,250	0
D12		206,000円以上229,500円未満の世帯	36,500	18,250	0	19,500	9,750	0
D13		229,500円以上257,500円未満の世帯	38,600	19,300	0	20,500	10,250	0
D14		257,500円以上289,500円未満の世帯	40,600	20,300	0	21,600	10,800	0
D15		289,500円以上332,000円未満の世帯	43,300	21,650	0	22,400	11,200	0
D16	332,000円以上369,000円未満の世帯	45,700	22,850	0	23,100	11,550	0	
D17	369,000円以上412,000円未満の世帯	48,500	24,250	0	23,900	11,950	0	
D18	412,000円以上443,500円未満の世帯	50,600	25,300	0	24,600	12,300	0	
D19	443,500円以上481,000円未満の世帯	52,800	26,400	0	25,200	12,600	0	
D20	481,000円以上の世帯	55,100	27,550	0	25,900	12,950	0	